

主催：日本貿易振興機構(ジェトロ)北京事務所

共催：中国日本商会・天津日本人会



36th
YEARS
GLOBAL LAW OFFICE
1984-2020

外商投資法の施行による実務への影響及び日系企業の留意点



中国首家律师事务所
The First Chinese Law Firm

www.glo.com.cn

講師：劉淑珺

日付：2020年9月14日

目次

CONTENTS

- | | | |
|----|---------------------------|----|
| 01 | 外商投資監督管理の新時代 | 03 |
| 02 | 新時代における外商投資企業の設立、変更及び抹消手続 | 19 |
| 03 | 既存三資企業の調整及び猶予期間 | 31 |
| 04 | 日系企業が注意すべきその他の重要事項 | 38 |

01

外商投資監督管理の新時代

- 1.1 外商投資監督管理体系の歩み
- 1.2 外商投資法及び附属法令の概要
- 1.3 従来 of 外商投資2.0時代
- 1.4 「参入前内国民待遇+ネガティブリスト」管理
- 1.5 外商投資監督管理体系の再構築

① 01 外商投資監督管理の新時代

1.1 外商投資監督管理体系の歩み

1979年

・ 中外合弁経営企業法(失効)

1986年

・ 外資企業法(失効)

1988年

・ 中外合作経営企業法(失効)

1995年

・ 外商投資産業指導目録(失効)

1997年

・ 外商投資企業投資者の持分変更に関する若干の規定(失効)

2000年

・ 外商投資企業の国内投資に関する暫定規定(有効)

2004年

・ 外商投資プロジェクト審査暫定管理弁法(失効)

2005年

・ 外国投資者による上場会社に対する戦略投資管理弁法(有効)

2006年

・ 外国投資者による国内企業の買収・合併に関する暫定規定(「10号令」)(有効)

2011年

・ 外国投資者による国内企業の買収・合併に係る安全審査制度の構築に関する通知(有効)

2013年

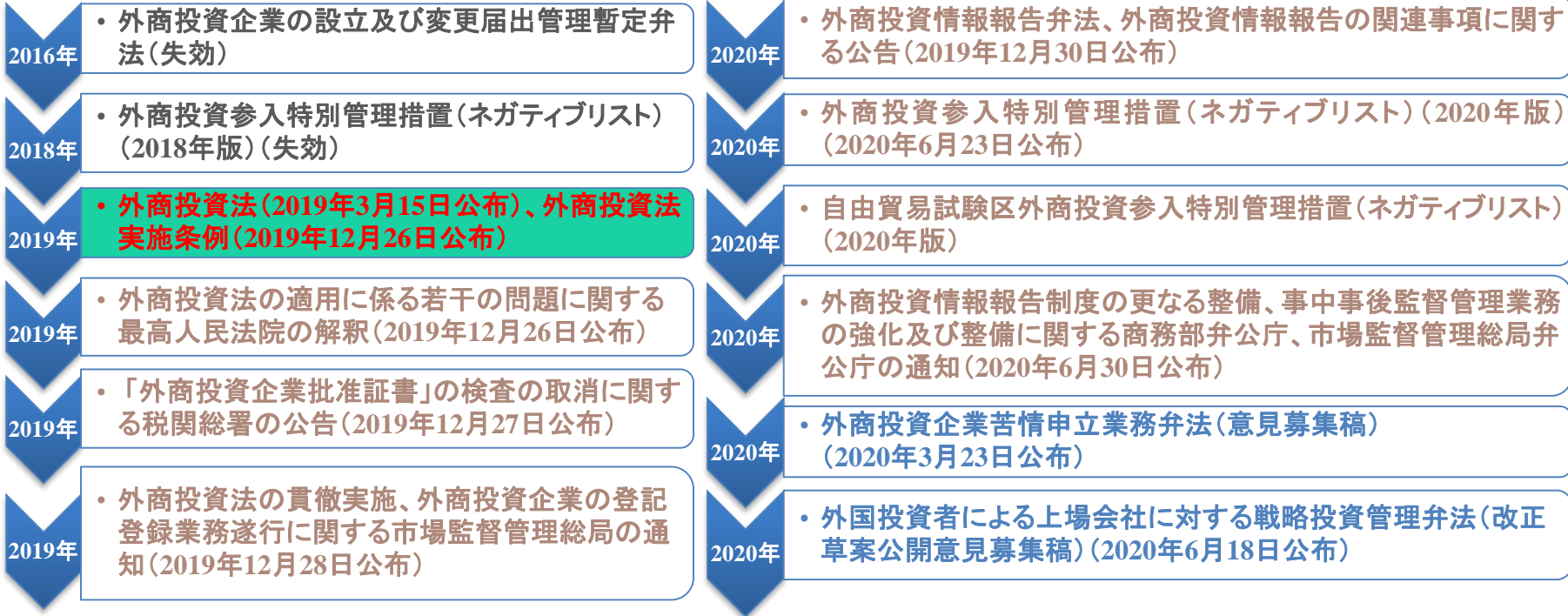
・ 中国(上海)自由貿易試験区外商投資参加特別管理措置(ネガティブリスト)(失効)

2015年

・ 外国投資法(草案意見募集稿)

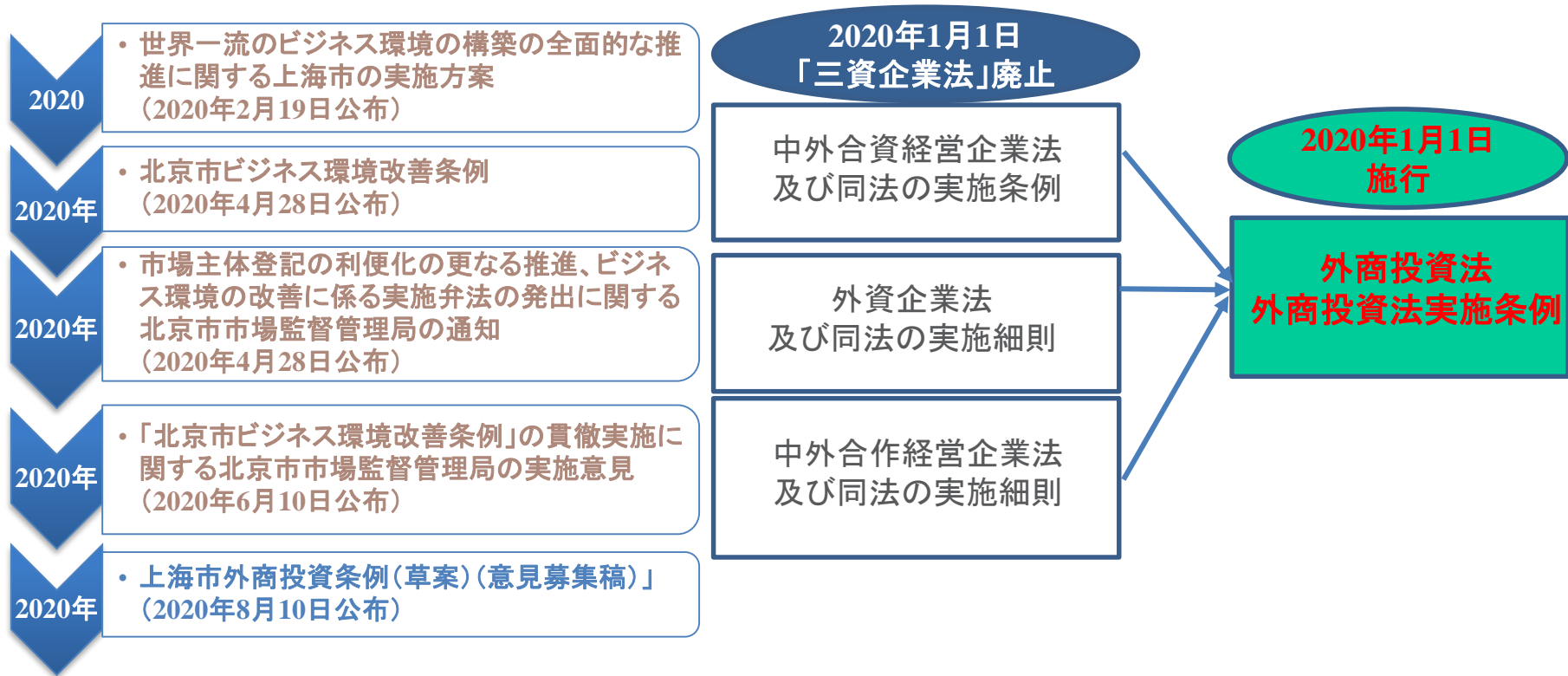
① 01 外商投資監督管理の新時代

1.1 外商投資監督管理体系の歩み



01 外商投資監督管理の新時代

1.1 外商投資監督管理体系の歩み



① 01 外商投資監督管理の新時代

1.2 外商投資法及び附属法令の概要

主要法令概要

✓ 外商投資法

中国の外商投資分野における最新の基本法

✓ 外商投資法実施条例

外商投資法の関連内容をより詳細に規定

✓ 外商投資法の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の解釈

「投資契約」の範囲が定められ、投資契約の効力について規定を明確化

✓ 外商投資情報報告弁法

情報報告制度における報告の種類(初期報告、変更報告、抹消報告及び年度報告)、報告主体、内容、方法、監督管理及び法的責任等について詳細に規定

✓ 外商投資情報報告の関連事項に関する公告

「外商投資情報報告弁法」の附属文書

✓ 外商投資法の貫徹実施、外商投資企業の登記登録業務遂行に関する市場監督管理総局の通知

外商投資企業の登記登録業務の遂行に関する具体的な要求を明確化

(上記法令はいずれも2020年1月1日施行)

① 01 外商投資監督管理の新時代

1.2 外商投資法及び附属法令の概要

主要法令概要

✓ 外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2020年版)

- ① 証券会社、先物会社、生命保険会社の外資持分比率制限が撤廃。これによって、**金融業**の外資規制は全て撤廃された
- ② **商用車完成車製造業**の外資持分比率制限が撤廃
- ③ 「都市人口が50万人以上の都市の給排水管網建設については、中国側の持分支配を要する」との要求が撤廃。これによって、**電力、熱エネルギー、ガス及び水の生産及び供給業**においては、**原子力発電所の建設及び経営を除き**、全ての外資規制が撤廃された
- ④ 「国務院関係主管機関の審査を経て国務院の認可を取得した場合、特定の外商投資については『外商投資参入ネガティブリスト』中の関連分野の規定を不適用とすることができる」とする**特別例外規定が追加**

④ 01 外商投資監督管理の新時代

1.3 従来の外商投資2.0時代

主な監督管理プロセス		主管機関	主な職責
通常プロセス	プロジェクト管理	投資主管機関	外商投資プロジェクトに対する審査承認又は届出受付
	外資参入	商務主管機関	ネガティブリストに関わるもの: 1件ずつ審査認可 ネガティブリスト外のもの: 届出受付
	業界参入	業界主管機関	業界参入の要求に基づき外商投資企業の許認可を審査、関連業種許可証の発行
	企業登記	市場監督管理機関	設立、変更等の登記・届出受付

① 01 外商投資監督管理の新時代

1.3 従来の外商投資2.0時代

主な監督管理プロセス		主管機関	主な職責
特別プロセス	事業者結合申告	国家市場監督管理総局独占禁止局	事業者結合に対する独占禁止審査
	国家安全審査	国家発展改革委員会 国家安全審査部間聯席会議 (発展改革委員会及び商務部主導による非常設組織)	国家安全審査の実施

① 01 外商投資監督管理の新時代

1.4 「参入前内国民待遇＋ネガティブリスト」管理

参入前内国民待遇

投資の参入の段階において、外国投資者及びその投資に対し、自国の投資者及びその投資に対する待遇を下回らない待遇を与えることをいう

ネガティブリスト

国が規定する特定分野における外商投資に対して実施する参入特別管理措置をいう。国は、ネガティブリスト外の外商投資に対し、内国民待遇を与える

中華人民共和国が締結又は参加する国際条約、協定に外国投資者の参入待遇について更なる優遇を与える規定がある場合には、かかる規定に従い執行することができる。

① 01 外商投資監督管理の新時代

1.4 「参入前内国民待遇＋ネガティブリスト」管理

◆ ネガティブリスト管理

分類	基本要求
ネガティブリスト内の分野	投資禁止の分野に対して <u>投資を行ってはならない</u>
	投資制限の分野において投資を行う場合、 <u>ネガティブリストに規定する要件に合致しなければならない</u>
ネガティブリスト外の分野	内資外資一致

① 01 外商投資監督管理の新時代

1.4 「参入前内国民待遇＋ネガティブリスト」管理

◆ ネガティブリスト管理

外商投資参入ネガティブリストの規定に違反する投資契約の法的効力

状況	効力に関する規定
投資禁止の分野への投資	当事者は <u>投資契約の無効</u> を主張することができる
制限性参入特別管理措置に違反する、投資制限の分野への投資	原則：当事者は <u>投資契約の無効</u> を主張することができる 救済：法的拘束力のある判決が下される前に、当事者が措置を講じて <u>参入特別管理措置の要求を満たした場合</u> 、当事者は <u>契約の有効</u> を主張することができる
法的拘束力のある判決が下される前に、ネガティブリストの調整により、投資する分野が投資禁止又は投資制限類に属しなくなった場合	当事者は投資 <u>契約の有効</u> を主張することができる

① 01 外商投資監督管理の新時代

1.5 外商投資監督管理体系の再構築

「外商投資法」時代の外商投資企業の主要監督管理機関の職能区分

機関	主要職能
投資主管機関	<ul style="list-style-type: none">• <u>外商投資参入ネガティブリストの共同制定及び公布</u> (国務院が公布し、又は国務院の認可を経て投資主管機関、商務主管機関が公布する) (「実施条例」第4条)• 外商投資奨励産業目録の共同<u>制定及び公布</u> (国務院の認可を経て国務院投資主管機関、商務主管機関が公布する) (「実施条例」第11条)• <u>投資プロジェクトの審査承認及び届出受付</u> (「外商投資法」第29条、「実施条例」第36条)

① 01 外商投資監督管理の新時代

1.5 外商投資監督管理体系の再構築

「外商投資法」時代の外商投資企業の主要監督管理機関の職能区分

機関	主要職能
商務主管機関	<ul style="list-style-type: none">外商投資参入ネガティブリストの共同制定及び公布(実施条例第4条、同上)外商投資奨励産業目録の共同制定及び公布(実施条例第11条、同上)外商投資企業苦情対応業務メカニズムの構築・実行に向けた調整(実施条例第29条)外商投資情報報告の受領、管理及び処罰権限(外商投資法第34、37条、実施条例第29、38、39条)
業界主管機関	<ul style="list-style-type: none">ネガティブリストについての監督、実行(実施条例第34条)業種参入許可(外商投資法第30条、実施条例第35条)
市場監督管理機関	<ul style="list-style-type: none">外商投資企業の登記登録(実施条例第37条)外商投資情報報告制度の実行に向けた協力(実施条例第38、39条)

01 外商投資監督管理の新時代

1.5 外商投資監督管理体系の再構築

機関	市場監督管理機関	商務主管機関	投資主管機関	業界主管機関
職能	ネガティブリスト外	ネガティブリスト外	ネガティブリスト外	ネガティブリスト外
職能	ネガティブリスト内	ネガティブリスト内	ネガティブリスト内	ネガティブリスト内
職能	禁止類	禁止類	禁止類	禁止類
職能	制限類	制限類	制限類	制限類

職能	市場監督管理機関	商務主管機関	投資主管機関	業界主管機関
ネガティブリスト外	外商投資企業登記登録 (形式審査) 設立/変更/抹消登記登録	外商投資情報報告 初期/変更/抹消/年度報告	プロジェクトの審査承認、届出受付(必要な場合)	許可証書(該当する場合)
ネガティブリスト内	禁止類 登録しない	禁止類 登録しない	禁止類 承認しない	禁止類 許可しない
制限類	条件に適合しない場合は登録しない	条件に適合する場合、外商投資情報報告を行う	条件に適合しない場合は承認しない	条件に適合しない場合は許可しない

① 01 外商投資監督管理の新時代

1.5 外商投資監督管理体系の再構築

新たな管理制度:市場監督管理局による外商投資企業の登記登録+商務機関による外商投資情報報告+発展改革委員会又は業界主管機関による審査承認又は届出受付(該当する場合のみ)

注目すべき重要なポイント

- 外商投資企業の設立、変更等にあたっては、商務主管機関からの認可取得又は同機関への届出が必要なくなる(ネガティブリストに関わるか否かを問わない)
- 外商投資情報報告制度は、既存の外商投資企業の審査認可、届出及び聯合年度報告制度に取って代わるものである(当該制度は企業の登記登録等の手続を行うための前提条件ではない)
- 外商投資参入ネガティブリストの実行の保障は各機関が分担し責任を負う

① 01 外商投資監督管理の新時代

1.5 外商投資監督管理体系の再構築

新たな管理制度:市場監督管理局による外商投資企業の登記登録+商務機関による外商投資情報報告+発展改革委員会又は業界主管機関による審査承認又は届出受付(該当する場合のみ)

注目すべき重要なポイント

- 関連する附属規定で更なる明確化が待たれる事項:

① 投資プロジェクトの審査承認/届出受付を行う機関、具体的な範囲及び法的根拠

外商投資法第29条、実施条例第36条では、以下のとおり定めている:外商投資が投資プロジェクトの審査承認、届出の実施を必要とする場合は、国の関連規定による。

② 外資に対する業界制限規定の整理及び統合

02

新時代における外商投資企業の設立、変更及び抹消手続

- 2.1 設立、変更手続における注意事項
- 2.2 抹消手続における注意事項

② 02 新時代における外商投資企業の設立、変更及び抹消手続

2.1 設立、変更手続における注意事項

◆ 外商投資プロジェクトの審査承認、届出

投資プロジェクトについて審査承認、届出の実施を必要とする状況

状況	審査承認/届出受付機関
ネガティブリストの非禁止類への投資で、投資総額(増資額を含む)が <u>3億米ドル以上のプロジェクト</u> (そのうち、 <u>投資総額(増資額を含む)が20億米ドル以上のもの</u>)については国務院に届け出る)	<u>国家発展改革委員会</u> が審査承認する (国務院が届出を受け付ける)
ネガティブリストの非禁止類への投資で、投資総額(増資額を含む)が <u>3億米ドル以下</u>	<u>省レベルの発展改革委員会</u> が審査承認する
「政府が審査承認を行う投資プロジェクト目録」に定められたその他のプロジェクト	目録の規定により審査承認する
上述の審査承認範囲以外のプロジェクト	<u>所在地の発展改革委員会</u> が届出を受け付ける

② 02 新時代における外商投資企業の設立、変更及び抹消手続

2.1 設立、変更手続における注意事項

◆ 外商投資プロジェクトの審査承認、届出

要点

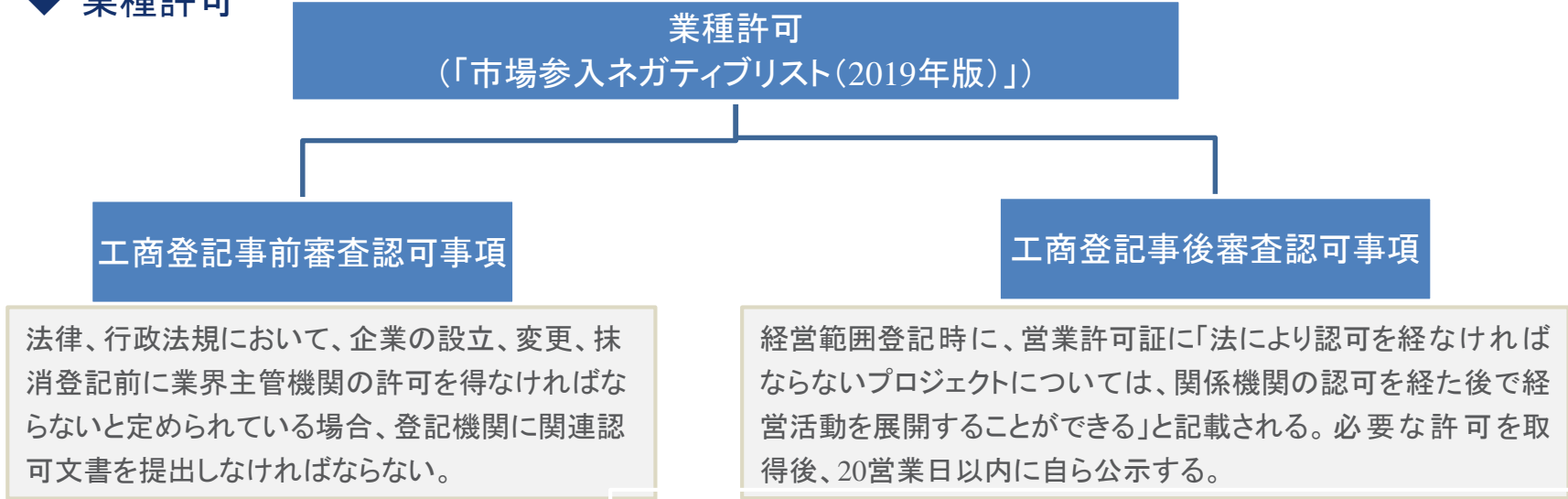
- 上記の「投資プロジェクト」とは企業が中国国内で投資する固定資産投資プロジェクトをいう。投資が規定に合致せず、固定資産の投資プロジェクトの審査承認に関わる場合、関連審査承認事項の手続を認めない。
- 固定資産投資プロジェクトの審査承認は、企業工商登記の前提条件ではない

「外商投資プロジェクト審査承認及び届出管理弁法(2014年改正)」は廃止されるか？

② 02 新時代における外商投資企業の設立、変更及び抹消手続

2.1 設立、変更手続における注意事項

◆ 業種許可



各業界規範に散見する外資に対する制限規定は撤廃されるか？

② 02 新時代における外商投資企業の設立、変更及び抹消手続

2.1 設立、変更手続における注意事項

◆ 外商投資情報報告制度

	初期報告	変更報告	年度報告
報告主体	外国投資者	外商投資企業	外商投資企業
適用状況	外商投資企業の設立 国内の非外商投資企業の持分買収	初期報告の情報に変更が生じた場合 外国投資者の株式保有率の変化が累計5%を上回る、又は外国側の支配、相対的支配の地位に変化を生じさせる場合（外商投資の上場会社及び全国中小企業株式譲渡システムに登録されている会社）	企業設立後

② 02 新時代における外商投資企業の設立、変更及び抹消手続

2.1 設立、変更手続における注意事項

◆ 外商投資情報報告制度

	初期報告	変更報告	年度報告
提出方法	企業登記システム		国家企業信用情報公示システム
報告の時期	外商投資企業の設立登記を行う時 合併・買収された企業が変更登記を行う時	市場監督管理機関での変更登記が必要な事項について、変更登記(届出)を行う時 市場監督管理機関での変更登記が不要な事項について、変更事項発生後の20営業日以内	毎年1月1日から6月30日まで

② 02 新時代における外商投資企業の設立、変更及び抹消手続

2.1 設立、変更手続における注意事項

◆ 外商投資情報報告制度

	初期報告	変更報告	年度報告
報告内容	企業基本情報、投資者及びその実質的支配者の情報、投資取引情報等	企業基本情報、投資者及びその実質的支配者の情報、投資取引情報等の情報の変更状況	企業基本情報、投資者及びその実質的支配者の情報、企業経営及び資産負債等の情報並びに関連業種許可の取得情報(ネガティブリストに関わる場合)
法的責任	外商投資情報報告制度の要求に従い投資情報の報告を行わない場合、商務主管機関は、是正を命ずる。期限を徒過しても是正がなされない場合には、十万人民币以上五十万人民币以下の過料に処する。		

② 02 新時代における外商投資企業の設立、変更及び抹消手続

2.1 設立、変更手続における注意事項

◆ 外商投資情報報告制度

	初期報告	変更報告	年度報告
報告内容	企業基本情報、投資者及びその実質的支配者の情報、投資取引情報等	企業基本情報、投資者及びその実質的支配者の情報、投資取引情報等の情報の変更状況	企業基本情報、投資者及びその実質的支配者の情報、企業経営及び資産負債等の情報並びに関連業種許可の取得情報(ネガティブリストに関わる場合)
法的責任	外商投資情報報告制度の要求に従い投資情報の報告を行わない場合、商務主管機関は、是正を命ずる。期限を徒過しても是正がなされない場合には、十万人民币以上五十万人民币以下の過料に処する。		

② 02 新時代における外商投資企業の設立、変更及び抹消手続

2.1 設立、変更手続における注意事項

◆ 事業者結合申告、国家安全審査

事業者結合申告

- 外商投資企業の設立、変更、抹消に係る取引は、独占禁止法上の事業者結合に該当し、かつ、国务院の定めた申告基準を満たした場合、当該結合について国家市場監督管理総局に事業者結合申告を行わなければならない
- 事業者結合の違法な未申告事件に対する法執行が強化されている
- 現行の独占禁止法では、違法な未申告に対する過料の上限金額は50万人民元であることに対して、独占禁止法の改正草案(公開意見募集稿)では、過料の上限金額を前年度の売上高の10%に相当する金額に引き上げられた。

② 02 新時代における外商投資企業の設立、変更及び抹消手続

2.1 設立、変更手続における注意事項

◆ 事業者結合申告、国家安全審査

国家安全審査

- 外商投資法第35条:国は、外商投資安全審査制度を確立し、国家安全に影響をもたらし、又は影響をもたらし得る外商投資に対して安全審査を行う
- 審査機関:外商投資による国内企業合併買収に係る安全審査部関聯席会議。同聯席会議は国家発展改革委員会及び商務部が主導する
- 審査範囲:(1)国家安全保障に関わる外国投資による合併買収。(2)国内の重要産業、主要技術に関わる外国投資による合併買収であって、合併買収後に実質的支配権が外国投資により取得されうるもの
- 代表例:永輝超市による中百集団の買収取引(2019年):2度にわたる審査通知を受け、買収計画を撤回。金光紙業による博匯集団の買収取引(2020年):「外商投資安全審査を実施しない」旨の通知を受領
- 展望:現在施行されている外商投資安全審査に関する細則規定は主に「外資三法」時代に制定されたものであるため、今後、外商投資安全審査制度に関する統一細則が制定される可能性がある

② 02 新時代における外商投資企業の設立、変更及び抹消手続

2.2 抹消手続における注意事項

◆ 清算について

外資三法時代の「清算委員会」		会社法に基づく清算チーム
中外合弁企業	外資企業	有限責任会社
董事により構成する 董事が担当できない又は適さない場合、中国の公認会計士、弁護士を雇用する	法定代表者、債権者代表、関係主管機関の代表により構成。また、中国の公認会計士、弁護士を雇用する	出資者により構成 会社が期限徒過後も清算チームを結成しない場合、法院が清算チームを指定する。

外資三法と会社法のどちらが適用されるかは地方によって異なる

外商投資法施行

会社法適用に統一

2.2 抹消手続における注意事項

◆ 抹消について



清算終了後、当初会社登記を申請した機関に抹消登記を申請しなければならない(一般的に、30日以内に申請しなければならない)



抹消登記を行う前に、業界主管機関の許可が必要な場合(証券、先物取引及び保険業界等。詳細については「企業の変更登記、抹消登記の事前審査認可事項指導目録(2017年11月)」を参照のこと)、申請時に関連する認可文書を提出する



抹消又は内資企業に転換する場合、抹消登記又は企業変更登記を行えば、抹消報告を提出したものと見なされる。重複して抹消報告を提出する必要はない



5年の猶予期間中に抹消予定の企業は、抹消登記のために企業構造の調整を行う必要はない

03

既存三資企業の調整及び猶予期間

- 3.1 会社ガバナンス構造の調整
- 3.2 三項基金
- 3.3 猶予期間及び法的責任

③ 03 既存三資企業の調整及び猶予期間

3.1 会社ガバナンス構造の調整

- 中外合弁経営企業を例にとると、外商投資法施行前後で、組織形態などの面において主に次のような変化がある
 - ・ 組織形態：外商投資法施行前は、有限責任会社に限定されている（合弁法第4条）。施行後には、有限責任会社又は株式会社の組織形態を取ることができるようになる
 - ・ ガバナンス構造等——有限責任会社を例に比較

事項	外商投資法施行前 ——中外合弁経営企業	外商投資法施行後—— 会社法における有限責任会社
外国投資者の出資比率制限	外国投資者の出資比率は、一般的に25%を下回らない	「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）」外の分野では制限なし
中国出資者への制限	新規設立：中国籍の自然人は出資者になることができない 合併・買収：中国国内企業に中国籍の自然人の出資者が存在する場合、審査認可を経て、引き続き中国側出資者であることが認められる	特に制限なし

③ 03 既存三資企業の調整及び猶予期間

3.1 会社ガバナンス構造の調整

事項	外商投資法施行前 ——中外合弁経営企業	外商投資法施行後—— 会社法における有限責任会社
董事の選出及び董事会の職権	<ul style="list-style-type: none">• 董事は各合弁当事者が任命・派遣を行う• 董事会の構成員は3名を下回ってはならない• 董事の任期:4年(再任可)• 中国側又は外国側の合弁当事者の一方が董事長を務める場合、他方が副董事長を務める• 董事会は合弁企業の定款の規定に従い、合弁企業の企業発展計画、生産経営活動案、収支予算等、一切の重要事項を検討及び決定する	<ul style="list-style-type: none">• <u>董事会を設置しないことができる</u>。董事会を設置する場合、その構成員は3名から13名とする• 株主会が従業員代表を務めていない董事の選任及び更迭を決定する• 董事の任期は会社定款の定めによるが、<u>1期は3年を超えてはならない</u>。董事の任期が満了し、連続して選任された場合は再任することができる• 董事会には董事長1名を置くものとし、副董事長を置くことができる。董事長、副董事長の選任方法は会社定款により定める• 董事会は、株主会に対して責任を負い、株主会会議の招集、株主会への業務報告、株主会決議の実行、会社の経営計画及び投資案の決定等の権限を行使する。

③ 03 既存三資企業の調整及び猶予期間

3.1 会社ガバナンス構造の調整

事項	外商投資法施行前 ——中外合弁経営企業	外商投資法施行後—— 会社法における有限責任会社
最高意思 決定機関	董事会	株主会
重大事項 の決議	次の各号に規定する事項は、 董事会会議に出席した董事の全員一致によって決議するものとする。 (1) 定款の修正(2) 中途終了、解散 (3) 登録資本金の増加、減少(4) 合併、分割	株主会会議が次の事項を決議する場合は、3分の2以上の議決権を有する出資者によって採択されなければならない。 (1) 会社定款の修正(2) 会社の登録資本金の増加又は減少(3) 会社の合併、分割(4) 解散、会社形態の変更
法定 代表人	董事長	董事長、執行董事又は総経理が就任する

③ 03 既存三資企業の調整及び猶予期間

3.1 会社ガバナンス構造の調整

事項	外商投資法施行前 ——中外合弁経営企業	外商投資法施行後—— 会社法における有限責任会社
総経理 副総経理	正副総経理(又は正副工場長)は各合弁当事者が分担して務める	董事会が招聘する
持分譲渡	合弁当事者の一方は、その持分を第三者に譲渡する場合、他の合弁当事者の同意を得なければならない 他の合弁当事者は優先買取権を有する	出資者が出資者以外の者に持分を譲渡する場合は、 他の出資者の過半数の同意を得なければならない。 他の出資者は優先買取権を有する
利益配当	合弁の各当事者は、登録資本金の比率に応じて利益の配当を受ける	有限責任会社の出資者は、実際に払い込んだ出資金の比率に従って利益を配当する。但し、 全ての出資者が出資比率によって利益の配当を行わないことを約定している場合はこの限りでない

③ 03 既存三資企業の調整及び猶予期間

3.2 三項基金

三資企業法時代：

「三資企業」は三項基金（準備基金、従業員奨励福利基金、企業発展基金）の積立を義務付けられていた

外商投資法時代：

外商投資企業の組織形態、機関構成及びその活動準則に会社法等の規定が適用されることとなったため、法定積立金及び任意積立金を積み立てなければならなくなった。但し、機関構成の調整と同様、5年の猶予期間が設けられている

③ 03 既存三資企業の調整及び猶予期間

3.2 猶予期間及び法的責任

猶予期間:5年

外資三法に基づき設立された外商投資企業は、外商投資法施行後5年以内においては、従来の企業組織形態等を継続して保留することができる

手続を行わない場合

2025年1月1日から、法により変更手続が行われない企業に対し、企業登記機関は、当該企業のその他の登記事項の手続を認めず、また、関連状況を企業情報公示システム上で公示することができる

04

日系企業が注意すべきその他の重要事項

- 4.1 外資による合併買収・組織再編
- 4.2 外商投資企業の外債管理モデル
- 4.3 技術移転の強要
- 4.4 外商投資企業による付加価値電信業務の展開

④ 04 日系企業が注意すべきその他の重要事項

4.1 外資による合併買収・組織再編

◆ 外資による合併買収

- 10号文:「外国投資者による国内企業合併買収に関する規定」(2006年8月8日公布、2009年6月22日改正)
- 商務部によれば、外商投資法施行後も、外商投資法及びその実施条例に矛盾しない条項については引き続き適用される。商務部は関連改正業務を適時実施し、外商投資法の骨組みの下、外資合併買収制度を整備する

外資による合併買収が外商投資の方法の1つである

- 10号文第2条:外商投資者による国内企業合併買収の方法には、持分買収による合併買収及び資産買収による合併買収が含まれる。
- 外商投資法第2条:外国投資者が中国国内の持分、株式、財産その他これらに類する権益を取得する行為は、外商投資に該当する

④ 04 日系企業が注意すべきその他の重要事項

4.1 外資による合併買収・組織再編

◆ 外資による合併買収

➤ 届出制から情報報告制へ

外資による中国国内の非外商投資企業の合併買収は外商投資企業新設とみなされるため、変更登記を行う際に「外商投資初期報告表」を提出しなければならない。報告表の第三部分「合併買収による外商投資企業設立取引基本状況」には、合併買収対象企業の評価状況、「関連会社による合併買収（中国企業が海外で設立した法人又は海外子会社による合併買収）」に該当するか否か、及び合併買収対象企業の国内投資状況を記入しなければならない

➤ 関連会社による合併買収の場合は審査認可の申請が必要

10号文第11条：関連会社による合併買収は、商務部に報告し審査認可を受けなければならない

ネイティブリスト：関連会社による合併買収が外商投資プロジェクト及び企業の設立・変更事項に関わる場合、現行の規定に従って手続を行う。

「関連会社による合併買収」の審査認可を市場監督管理局と商務部のどちらが行うのか？

④ 04 日系企業が注意すべきその他の重要事項

4.1 外資による合併買収・組織再編

◆ 持分変更——旧規定が廃止され、譲渡が柔軟に行えるように

持分変更規定 の廃止

- 2020年1月1日、「外商投資企業の投資者の持分変更に関する若干規定」([1997]外経貿法発第267号)が廃止される

定款自治の原則

- 既存の外商投資企業の法による調整が完了後、その合併/合作契約中の出資持分/権益の譲渡等に関する条項については、引き続き約定に従い取り扱うことができる。(外商投資法实施条例第46条)
- 新設の外商投資企業は会社法により定款自治が認められる

外商投資変更報告

- 株式会社の発起人以外の株主が保有する持分の譲渡が企業変更登記に関わらない場合には、SPA発効後20営業日以内に変更報告を提出しなければならない

④ 04 日系企業が注意すべきその他の重要事項

4.1 外資による合併買収・組織再編

◆ 持分変更——旧規定が廃止され、譲渡が柔軟に行えるように

会社法/パートナーシップ企業法の適用の変更

- 中外合弁企業/中外合作企業の（内部/対外）持分譲渡について、その他の投資者の書面での同意を経なければならないとする規定が撤廃された
- 「会社法」によると、有限責任会社の内部譲渡はその他の出資者の同意を得る必要はない。外部に譲渡する場合には、その他の出資者の半数以上の同意を得る必要があり、同意しない出資者はかかる譲渡持分を買い取らなければならない。買い取らない又は30日以内に回答しない場合は、譲渡に同意したものと見なす。株式会社の譲渡はその他の出資者の同意を得る必要はない（定款に別段の約定がある場合を除く）

④ 04 日系企業が注意すべきその他の重要事項

4.1 外資による合併買収・組織再編

◆ 外商投資企業による持分出資、持分への質権設定

持分への質権設定

旧規定（[1997]外経貿法発第267号）

- その他の出資者の同意を経なければならない 質権設定は商務機関の審査認可を経なければならなかったが、2016年の届出制度改革に伴い、質権設定は届出義務のある事項ではなくなった。旧国家工商行政管理総局令第86号により、質権設定登記は審査認可手続の前提条件ではなくなった
- 資本金の払込が完了していない持分に質権を設定することはできない

持分出資

旧規定（「外商投資企業に関わる持分出資に関する商務部の暫定規定」、商務部令2012年第8号、2015年改正）

- 省レベル以上の商務機関による審査認可：2016年に届出制に変更
- 不動産企業、外商投資性会社、外商投資創業（持分）投資企業の持分により出資することが明確に禁止された
- 評価の強制：被投資企業の登録資本金の金額は、評価値を上回ってはならない

④ 04 日系企業が注意すべきその他の重要事項

4.1 外資による合併買収・組織再編

◆ 外商投資企業による持分出資、持分への質権設定

持分への質権設定

新政策(商務部令2019年第3号により上記の旧規定が廃止され、会社法、担保法が適用される)

- その他の出資者の同意取得の要否: 定款自治
- 資本金の払込が完了していない持分に抵当権を設定することの可否: 関連規定では禁止されていない

持分出資

新政策(会社法、登録資本金登記管理規定が適用される)

- 外商投資企業の持分変更に係る規定に従い登記及び情報報告を行う
- 特定業種における持分出資を禁止しない。評価を強制しない

④ 04 日系企業が注意すべきその他の重要事項

4.1 外資による合併買収・組織再編

◆ 外商投資企業による国内再投資——全面的に外資投資法が適用される

- 国内再投資に関する規定：「外商投資企業による国内投資に関する暫定規定」（2000年9月1月施行、2015年10月28日改正）
- 外商投資法施行後も「外商投資企業による国内投資に関する暫定規定」は廃止されていない。具体的にどのように調整されるのか、今後の動向に注意する必要がある

④ 04 日系企業が注意すべきその他の重要事項

4.1 外資による合併買収・組織再編

◆ 外商投資企業による国内再投資——全面的に外資投資法が適用される

投資の拡大 (外商投資法实施条例第12条)

外国投資者は、その中国国内における投資収益をもって中国国内における投資を拡大する場合、法により相応の優遇措置を享受することができる

国内再投資への参入 (外商投資法实施条例第47条)

外商投資企業の中国国内における投資については、外商投資法及び外商投資法实施条例の関連規定を適用する

④ 04 日系企業が注意すべきその他の重要事項

4.1 外資による合併買収・組織再編

- ◆ 外商投資企業が資本金人民元転により得た資金を用いて国内持分投資を行ってはならないとする制限が撤廃

改革前:

投資性外商投資企業(主に外商投資性会社、外商投資創業投資企業及び外商投資持分投資企業)は、法により、資本金により国内持分投資を行うことができる。非投資性外商投資企業は、資本金により国内持分投資を行ってはならない

改革後:

非投資性外商投資企業は、現行の外商投資参入特別管理措置に違反せず、かつ、国内において投資するプロジェクトが真実、適法であることを前提として、経営範囲における「投資」の有無にかかわらず、法により、資本金原通貨又は元転により国内持分投資を行うことができる

④ 04 日系企業が注意すべきその他の重要事項

4.1 外資による合併買収・組織再編

◆ 外資戦略投資

- 「外国投資者による上場会社に対する戦略投資管理弁法」(2006年1月31日施行、2015年10月28日改正)

➤ 外資戦略投資の定義

- 株式分置改革を完了した上場会社及び株式分置改革後に上場した会社に対し、外国投資者が一定規模の中・長期的戦略性合併買収投資を行い、当該会社のA株を取得する行為

➤ 外資戦略投資の4種類の形式: 第三者割当増資、契約による譲渡、公開買付、その他

➤ 届出制

関係主管機関(必要な場合)、証券監督管理委員会(新株発行による増資の場合)の認可を取得し、かつ証券登記決済期間にて証券登記を行った後、30日以内に、商務部に変更届出を行う

④ 04 日系企業が注意すべきその他の重要事項

4.1 外資による合併買収・組織再編

◆ 外資戦略投資

- 「外国投資者による上場会社に対する戦略投資管理弁法(改正草案公開意見募集稿)」(2020年6月18日公示)

➤ 届出制から情報報告制へ

商務部への届出から、外国投資者及び上場会社による外商投資情報報告へと変更

➤ 外国投資者の許認可要件の緩和

外国投資者又はその親会社が所有する国外に実在する資産:1億米ドル以上→5,000万米ドル以上
又は、管理する国外に実在する資産:5億米ドル以上→3億米ドル以上

➤ 外国投資者の範囲の拡大:外国法人又はその他の組織+外国籍の自然人

➤ ロックアップ期間の短縮:3年 → 12か月

➤ 最低持分比率要件の緩和:10% → 5%

④ 04 日系企業が注意すべきその他の重要事項

4.2 外商投資企業の外債管理モデル

「投注差」外債管理モデル

クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理モデル

「投注差」外債管理モデルは廃止済み？

廃止されていない。企業新設にあたっては引き続き「投注差」モデルを採用可能
現時点で把握している情報によると、企業新設時に「企業E窓通平台」にログインする際には登録資本金を記入するだけでよく、投資総額は記入不要。**実務では、投資総額を記載した会社定款を提出する企業も見られる**。地方によって取り扱いが異なる可能性あり

4.3 技術移転の強要

技術移転の強要の禁止

国は、外商投資の過程において、自由意志の原則及び商業規則に基づき技術協力を展開することを奨励する。技術協力の条件は、投資の各当事者が公平の原則に則り平等に協議を行うことによりこれを確定する。行政機関及びその職員は、行政手段を用いて技術移転を強要してはならない

④ 04 日系企業が注意すべきその他の重要事項

4.3 技術移転の強要

◆ 技術輸入

「技術輸出入条例」の改正

2019年3月2日付で「技術輸出入管理条例」が改正され、技術協力における公平原則及び平等協議原則がより強調された。主な改正点は次のとおり

改正点

技術が第三者の合法的権益を侵害した場合における責任の所在が変更

改正前→譲渡側当事者が責任を負担
改正後→契約法の規定が適用され、契約当事者間の私的自治に任せられるように

技術改良成果の帰属が変更

改正前→技術輸入契約の有効期間内においては、技術改良の成果は改良した当事者に帰属する
改正後→契約法の規定が適用され、契約当事者間の私的自治+約定がない場合は改良した当事者への単独帰属に

④ 04 日系企業が注意すべきその他の重要事項

4.4 外商投資企業による付加価値電信業務の展開

付加価値電信業務を営むにあたり企業が取得すべき主な許可証:

①EDIライセンス(付加価値電信業務経営許可証-オンラインデータ処理及び取引処理業務、第B21類)

②ICPライセンス(付加価値電信業務経営許可証-情報サービス業務、第B25類)

自社サイト又は自社アプリ上で自ら製品販売を行う場合(第三者が出店していない場合)、企業は上記許可証を取得する必要はない

④ 04 日系企業が注意すべきその他の重要事項

4.4 外商投資企業による付加価値電信業務の展開

ネガティブリスト上の関連規定:

第B21類業務: 外資持分比率制限なし

第B25類業務: ①インターネットニュース情報サービス等の業務については外資参入禁止。②それ以外のものについては、外資持分比率は50%以下。③アプリケーションストアについては、香港・マカオ向けサービス提供者は外資持分比率制限なし。

自由貿易区における監督管理はさらに緩和: オンラインデータ処理及び取引処理業務における外資持分比率は55%以下等

④ 04 日系企業が注意すべきその他の重要事項

4.4 外商投資企業による付加価値電信業務の展開

外商投資企業の付加価値電信業務経営許可証取得状況：

2017年6月時点で78社

2018年9月時点で108社

ネガティブリスト上の付加価値電信業務の外資規制が緩和されたとはいえ、「外商投資電信企業管理規定」に外国出資者の実績及び経験について制限が設けられていることから、多くの外資企業はなおも付加価値電信業務経営許可証を取得できずにいる。



劉淑珺 (Liu Shujun)

D: 010-6584-6601

T: 158-0125-3169

E-mail: liushujun@glo.com.cn

環球法律事務所日本業務チームの責任パートナー、独占禁止法業務チームの主要メンバー

主要取扱分野: 外商投資、M&A、独占禁止・競争法、コンプライアンスと企業リスクマネジメント

中国人民大学法学部で学士号を取得後、北京大学と日本東京大学法学部で修士号を取得し、10年以上の弁護士実務経験を有しております。日常の涉外企業法務以外にも、事業者結合申告や、独占禁止及び反商業賄賂に係る政府調査への対応、環境保護、データセキュリティ等に係るコンプライアンス分野において豊富な実務経験を有しています。

④ 環球中国法速報

弊所は「環球中国法速報」(日本語版)を発行しております。

2020年9月号では、次の3部分からなる、中国における新たな外商投資環境について体系的に解説を行った「外商投資監督管理新時代実務ガイド」(日本語版)を発行する予定です。また、本ガイドは、中国語版と英語版も作成されています。

- 外商投資監督管理新時代
- 外商投資によるM&A・再編
- 外商投資関連事項の分析

ご興味ございましたら、GLO-JP-Newsletter@glo.com.cnまでご連絡いただければ幸いです。メールにて全文をお送りいたします。



ご清聴ありがとうございました!

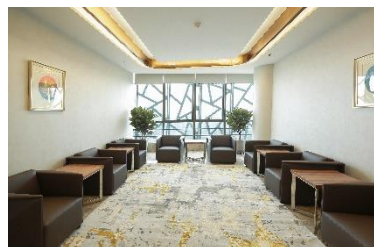
北京オフィス

北京市朝陽区建国路81号
華貿中心1号写字楼15階&20階
電話番号 (86 10) 6584 6688



上海オフィス

上海市淮海中路999号
環貿広場弁公楼一期35階&36階
電話番号 (86 21) 2310 8288



深センオフィス

深セン市南山区深南大道9668号
華潤置地大厦B座27階
電話番号 (86 755) 8388 5988



成都オフィス

成都市高新区天府大道北段966号
天府国際金融中心11号楼3701
電話番号(86 28)8605 9898



著作権等について. 本資料に掲載した内容の著作権等の権利は全て環球法律事務所に帰属します。いかなる目的であれ、無断での転載、複製等の行為はご遠慮ください。

免責. 本資料は、関連問題に対する環球法律事務所の見解を代表するものではありません。本資料に掲載した内容の全て又は一部の内容に基づき何らかの決定を行い、その結果何らかの損害が発生したとしても、環球法律事務所はかかる損害について一切の責任を負いません。法律その他の専門的なアドバイスが必要な場合は、相応のライセンスを持つ専門家にお問合せください。

